

平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 島 津 製 作 所 代表者名 代表取締役社長 中本 晃 (コード番号 7701) 問合せ先 取締役法務担当 西原 克年 (TEL 075-823-1160)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定 の第 150 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確化する観点から、取締役の任期を2年から1年に短縮する ため、現行定款第19条について所要の変更を行うものです。
- (2) 当社は、適正なコーポレート・ガバナンスの下で的確かつ迅速に経営業務の執行を行う 体制を強化するため経営機構改革を実施します。取締役会で経営業務の執行の決定を行い、取締役会により選定される業務執行役員が、決定された経営業務の執行を行い、これらの業務執行を取締役会が監督する体制として整備します。なお、会長、社長、副社長および主要な業務を担当する業務執行役員は取締役が当るものとします。これに伴い、役付取締役を廃止することとし、現行定款第20条(役付取締役)について所要の変更を行うものです。
- (3) 社外取締役の招聘のため、社外取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となるように、現行定款に第26条(社外取締役との責任限定契約)を新設するものです。また、新規条項の追加に伴い、現行定款第26条以下の条数を順次繰り下げるものです。なお、定款第26条(社外取締役との責任限定契約)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4)役付取締役の廃止に伴って呼称の変更を行うため、現行定款第14条(招集者および議長)、 第21条(代表取締役)および第22条(取締役会の招集者および議長)について所要の変更を 行うものです。
- 2. 変更の内容 別紙のとおり。
- 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日 定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日

以上

現行定款

変更案

第3章 株主総会

第3章 株主総会

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集

し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこ れに代わる。

第4章 取締役および取締役会

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第20条 当会社は、取締役会の決議により取締 役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専 務取締役および常務取締役各若干名を定めるこ とができる。

- 2. 取締役会長は、取締役会を司裁する。
- 3. 取締役社長は、取締役会の決議にもとづいて 3. 社長は、取締役会の決議にもとづいて業務を 業務を執行する。
- 4. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の あらかじめ定めた順序により、他の取締役がそ の職務を代行する。
- 5. 取締役副社長、専務取締役および常務取締役 | 5. 副社長およびその他の業務執行取締役は、社 は、取締役社長を補佐して会社の業務を執行すし長を補佐して会社の業務を執行する。 る。

(代表取締役)

第21条 取締役社長は、当会社の代表取締役と する。

2. 前項のほか、取締役会の決議により当会社の 代表取締役を定めることができる。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、社長がこれを招集し、そ の議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会のあらか じめ定めた順序により、他の取締役がこれに代 わる。

第4章 取締役および取締役会

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。

(業務執行取締役)

第20条 当会社は、取締役会の決議により取締 役の中から会長、社長各 1 名、副社長およびそ の他の業務執行取締役を定めることができる。

- 2. 会長は、取締役会を司裁する。
- 執行する。
- 4. 社長に事故があるときは、取締役会のあらか じめ定めた順序により、他の取締役がその職務 を代行する。

(代表取締役)

第21条 社長は、当会社の代表取締役とする。

2. [現行どおり]

現行定款	変更案
(取締役会の招集者および議長)	(取締役会の招集者および議長)
第22条 取締役会は、取締役会長がこれを招集	第22条 取締役会は、会長がこれを招集し、そ
し、その議長となる。ただし、取締役会長の選	の議長となる。ただし、会長の選任がないとき、
任がないとき、または、 <u>取締役</u> 会長に事故があ	または、会長に事故があるときは、社長がこれ
るときは、取締役社長がこれに代わり、取締役	に代わり、社長に事故があるときは、取締役会
社長に事故があるときは、取締役会のあらかじ	のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が
め定めた順序により、他の取締役がこれを招集	これを招集しその議長となる。
しその議長となる。	
[新 設]	(社外取締役との責任限定契約) 第 26 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規 定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約にもとづ く責任の限度額は、法令に定める最低責任限度 額とする。
第 <u>26 条</u> ~ [省 略] 第 <u>38 条</u>	第 <u>27</u> 条 ~ [現行の第 26~38 条に同じ] 第 <u>39</u> 条

以上